

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「あつた」を「あった」に改め、「又は保留」を削り、「別記様式第28の通知書を」の次に「、保留の期間を短縮するときは別記様式28の2の通知書を」を加える。

別記様式第14の2の2を次のように改める。

併記

運転免許
試験手数料
①

運転免許
試験手数料
②

運転免許証
交付手数料

受付印		運転免許申請書 (併記・正)										申請日		年 月 日		写真貼付欄 縦3cm 無損、無音染、上三分 6か月以内に 撮影したもの 横2.4cm				
登録番号		初めの方には記載しないでください。										新免許条件		受験番号						
受けようとする 免許の種類 (Oを付ける.)		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引	仮免 大 型	中 型	準 中 型	普 通
生年月日		年			月		日		性別		男・女									
フリガナ												電話番号								
氏名												電話番号								
今回設定する 暗証番号		※ 免許証を保護するために必要な番号です。必ず記入してください。										教習所名		教習所コード						
①		②																		

※ 折曲厳禁

現に受けている免許 (表)										現に受けている免許 (裏)									
免許証番号										現に取得している免許証番号を記載してください。									
試験免除事由										終了検定合格者		学科・技能免除		再試取消学技免		外国免許		学 合	
判定										技 合									
適性試験																			
視力		裸眼		右		左		聴 力											
		両		右		左		運動能力											
		眼鏡等		右		左		色彩識別											
		両		右		左		深視力											
								視 野											

記載時の注意事項
一、太線内を黒色ボールペンで記載してください。
二、文字は、楷書で明瞭に記載してください。
三、性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第14の2の3を次のように改める。

失効

運転免許
試験手数料
①

運転免許
試験手数料
②

運転免許証
交付手数料

受付印 **運転免許申請書 (失効・正)** 埼玉県公安委員会 殿 申請日 年 月 日

登録番号 初めての方は記載しないでください。 新免許条件

受けようとする免許の種類 (〇を付ける.)	大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	仮免	大型	中型	準中型	普通
-----------------------	----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----	----	----	-----	----

写真貼付欄
縦3cm
無欄、無荷状、上三分
6か月以内に撮影したもの
横2.4cm
受験番号

生年月日 年 月 日 性別 男・女
フリガナ
氏名 電話番号
本籍
住所

免許証番号 期限切れの免許証番号を記載してください。
証明書類等 有 無
今回設定する暗証番号 ① ②

試験免除事由

1-1	やむ失効・継続(今回)
1-2	やむ失効・継続(前回から)
1-3	うっかり失効
2-	やむ失効(6か月経過)

有効期限	年 月 日
やむ発生日	年 月 日
やんだ日	年 月 日

記載時の注意事項
一、太線内を黒色ボールペンで記載してください。
二、文字は、楷書で明瞭に記載してください。
三、性別欄は、該当するものを〇で囲んでください。

備考

学 合
判 定 技 合

適性試験

視 力	裸 眼	右	聴 力
	左	運動能力	
眼 鏡 等	両	色彩識別	
	右	深 視 力	
	左	視 野	
	両		

※折曲厳禁

別記様式第14の2の5を次のように改める。

別記様式第14の2の5 (第18条関係)

限定解除審査手数料

--	--

受付印	限定解除審査申請書										
	埼玉県公安委員会 殿						年 月 日				
資料区分	58		審査未済 01			限定解除 02			受験番号		
	現に取得している免許証番号を記載してください。										受験回数 回目
受けようとする 審査の種類 (○をつける)	眼鏡等	A T 限定	※その他			※その他に○をした方は、免許の条件を記載してください。					
生年月日				年		月		日	性別		男・女
フリガナ								電話番号			
氏名											

現に受けている免許 (表)	現に受けている免許 (裏)

新 条 件 備 考			適性試験				
			裸 眼	右		聴力	
				左		運動能力	
			眼鏡等	右		色彩識別	
				左		深視力	
			両		視野		
適性検査者							

記載時の注意事項

1. 太線のなかを記載してください。
2. 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
3. 性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

受付所属		登録者	
------	--	-----	--

別記様式第14の2の6を次のように改める。

別記様式第14の2の6 (第18条関係)

受付印	再試験受験申込書					埼玉県公安委員会 殿		年 月 日		
	受験登録番号							受験番号		
免許証番号							現に取得している免許証番号を記載してください。			
再試験に係る 免許の種類 (○をつける)	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	普通車 (MT・AT)					
					普通自動二輪車 (無限定・小型)					
生年月日				年			月			
フリガナ							性別	男・女		
氏名						電話番号				

- 備考 1. 太線のなかを記載してください。
 2. 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
 3. 性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

現に受けている免許 (表)		現に受けている免許 (裏)			
備考	試験結果				
	学 科				技 能

再試験受験手数料

別記様式第14の2の9を次のように改める。

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。
(空欄の箇所のみ)

取扱所属

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

フリガナ		電話番号	
氏 名		電話番号	
現に受けている免許			
記載事項変更	新住所		
	フリガナ	電話番号	
	新氏名		

受		照		登		交	
理		会		録		付	

別記様式第14の2の10を次のように改める。

別記様式第14の2の10(第18条の4関係)

写真を貼付

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書交付申請書（後日証明申請）

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

フリガナ		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
記載事項変更	新住所	電話番号
	フリガナ	
	新氏名	

受付所属

運転免許証番号	第												号
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第	号
理由	3 取消免許（申請取消し後5年以内） 6 失効免許			

受理		照会		登録		交付	
----	--	----	--	----	--	----	--

別記様式第14の2の11を次のように改める。

写 真

第 号

取扱所属

運 転 免 許 証 取 消 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名				
現に受けている免許				
取消しを申請する免許の種類			申 請 理 由	
※ 受けたい他の免許の種類				

交 付 手 数 料

--

- (注) 1 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その他の種類を記載すること。
- 2 他の種類の免許を受けず、全ての免許を取消して返納した方は自動車等の運転は出来ません。
- 3 返納した免許を再取得するには、運転免許試験が必要となります。
- 4 代筆した場合は、余白に「代筆、申請書との関係、氏名」を記載してください。

別記様式第14の3を次のように改める。

別記様式第14の3(第18条の4関係)

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書記載事項変更届	
埼玉県公安委員会 殿	
年 月 日	
次のとおり運転経歴証明書記載事項の変更を届け出ます。	
氏名 _____	
運転経歴証明書の写し	
新住所	電話番号
フリガナ	
新氏名	
	受付所属

※ 住所は、アパート、マンション等の場合は、部屋番号を記入してください。

※ 氏名を変更する場合は、本籍が記載された住民票を添付してください。

※ 住所のみを変更する場合は、住民票、健康保険証、公共料金の請求書等の現に居住する場所を確認できるものを提示してください。

受		照		登		交	
理		会		録		付	

別記様式第14の3の2を次のように改める。

別記様式第14の3の2(第18条の4関係)

写真を貼付

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書の再交付を申請します。

フリガナ		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
記載事項変更	新 住 所	電話番号
	フリガナ	
	新 氏 名	

受付所属

運転免許証番号	第																			号
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第																		号
理 由	2 再 交 付 (平成24年4月1日以降交付) 4 経歴証明書保有 (平成24年3月3日以前交付)																				

受 理		照 会		登 録		交 付	
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

(裏面)

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書

亡失・滅失 年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間		
亡失・滅失の 場所(区間等)	1 自宅周辺 2 埼玉県内 (から までの間) 3 その他 ()		
亡失・滅失の 状況(具体的)	散歩・移動・仕事・通勤・観光・遊び・買物 空き巣・忍込み・置引き・車上ねらい・ひったくり・強盗・恐喝 その他 ()		
届出の有無	1 届出をした	届出年月日	年 月 日
	2 届出をしていない	届 出 先	警察署 (交番)
過去1年以内 の再交付回数	0回 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回以上		
<p>私は、上記の理由及び事実によって、運転経歴証明書の再交付を申請しますが、このてん末書に記載した内容は、全て事実と相違ありません。</p> <p>また、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていること及び、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、法令の定めにより速やかに返納しなければならないことを知っていますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

別記様式第25の2を次のように改める。

優良	一般	3
		4
違反	初回	5

運転免許証更新・講習受講申請書

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

太枠内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。(空欄の箇所のみ)

フリガナ _____	男・女	生年月日	年 月 日	暗証番号	1				
氏名 <small>(免許証記載の氏名)</small>					2				
電話番号 _____									

現に受けている免許

記載事項変更届

○本籍・国籍等、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。
(合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)

本籍・国籍等		視力	裸眼	左	・
			右	・	
			両眼	・	
住所	埼玉県	力	眼鏡等	左	・
			右	・	
			両眼	・	
フリガナ氏名	_____	聴力		合・否	
生年月日	大・昭・平 年 月 日	運動能力		合・否	
新条件等		深視力	裸眼	合・否	
			眼鏡等	合・否	
				視野	度
				適性検査者	

質問票(裏面)を読んで回答してください。
回答しない場合は更新手続きができません。

受付所属	
登録者	

別記様式第28を次のように改める。

運転免許停止期間短縮通知書

殿

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を修了したので、同法第90条第12項、第103条第10項の規定に基づき、あなたの運転免許の停止期間を 日短縮して、 年 月 日 までとします。

年 月 日

埼玉県警察本部長

別記様式第28の次に次の1様式を加える。

運転免許保留期間短縮通知書

殿

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を修了したので、同法第90条第12項の規定に基づき、あなたの運転免許の保留期間を
日短縮して、 年 月 日まで（ 日間）とします。

年 月 日

埼玉県警察本部長

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。